「吉見町空家等対策計画【第2次】(素案)」に対するパブリックコメントの実施結果について

1 意見募集期間 令和4年1月4日(火)から1月18日(火)まで

2 意見の件数 15件

3 意見提出者数 2名

4 意見の提出方法 電子メール 1件

郵 送 一件

ファックス 一件

直接書面提出 1件

5 意見の概要 貴重なご意見を多数お寄せいただきありがとうございました。

同様の意見につきましては、集約し、町の考え方をまとめ公表

いたします。

NO	項目	意見の概要	町の考え方
1	P 6	セカンドハウスとしての利用、活用	ご意見を今後の参考とさせ
	(第2章 空家等	を図る。	ていただきます。
	の現状と課題	現に、セカンドハウス的な使い方を	
	1 空家等の現状)	している人もいる。積極的な利用が具	
		体的にどのような方法があるのか探求	
		する。	
2	P 6	建物をボランティア活動の拠点にす	ご意見を今後の参考とさせ
	(第2章 空家等	る。	ていただきます。
	の現状と課題		
	1 空家等の現状)		
	P 7	専門の窓口を設置。行政の中で行う	P11計画の推進体制とし
3	(第2章 空家等	必要はない。	て、総合窓口は「環境課」とし
	の現状と課題		ています。
	1 空家等の現状)		ご意見は今後の参考とさせ
			ていただきます。

	P 8	空家バンクについては、不動産業者	ご意見を今後の参考とさせ
4	(第2章 空家等	が処分に困っている物件の窓口であっ	ていただきます。
	の現状と課題	ては前に進まない。	
	2 空家対策に関		
	する課題の整理)		
5	P 1 0	基本方針として対応及び方向付けに	本計画を策定するため、「吉
	(第3章 基本的	町独自の考えがないのであれば、この	見町空家等対策協議会」の委員
	な方針 1 基本	点に興味があり、知識、知見のある人	には、識見者、公募委員を選任
	的な取組方針)	による協議会とする。	し、検討いただいております。
		若者、女性を中心においた方が良い。	
	P 1 6	利用は町が中心になる必要はない。	P 1 6「3 利活用の推進」に
6	(第4章 空家の	町は情報交換の範囲にとどめる。	おいて、「不動産業者との連携」
	具体的な対策		「関係各課、団体との連携強
	3 利活用の推進)		化」と表記しており、原案のと
			おりといたします。
	P16 (5)	就農、サテライトオフィスを作りた	ご意見を今後の参考とさせ
	(第4章 空家の	い人たちは、沢山いると思われる。こ	ていただきます。
7	具体的な対策	れらからの要望を十分に受け止める組	
	3 利活用の推進)	織が必要と思われる。	
	P 1 2	空家の解体、樹木の伐採などに、町内	吉見町空き家等維持管理サ
8	(第4章 空家の	企業として協力したい。	ービス事業者登録制度を活用
	具体的な対策)		することができます。
	P 1 6 (5)	農業再建に向けて、外国人労働者、若	P 1 6「3 利活用の推進」に
9	(第4章 空家の	者たちの受け入れについて、就農先と	おいて、「関係各課、団体との連
	具体的な対策	労働者の雇用を同時にリンクさせ、吉	携強化」と表記しており、原案
	3 利活用の推進)	見町への移住者の増加への材料とした	のとおりといたします。
		空家の活用を助長する。	
	P 1 2	空家の調査の際にはブロック塀など	次回の空家等実態調査の際
10	(第4章 空家の	の安全確認も行い、優先順位を立てる	に、ご意見を参考にさせていた
	具体的な対策	など、安全性を唱え、解体や処分の検	だきます。
	2 適正な管理の	討を考えていただく。	
	喚起)		

11 12 13	P 1 6	吉見町の自然体系を活かした、集客	ご意見を今後の参考とさせ
	(第4章 空家の	性のある事業活用のうち、賃貸も含め	ていただきます。
	具体的な対策	た利活用の作成・助成金の整備等も考	
	3 利活用の推進)	慮する。	
	P 8	等価交換事業(交換したものを売却)	P 1 6「3 利活用の推進」に
	(第2章 空家等	により、解体補助金と同等な制度とな	おいて、「空家の解体への支援」
	の現状と課題	る。	と表記しており、原案のとおり
	2 空家対策に関		といたしますが、ご意見は参考
	する課題の整理)		とさせていただきます。
	P 1 3	(5)特定空家等の対応として、行政	今後、協議会の条例制定等を
	(第4章 空家の	代執行までの手続きは困難であること	進めます。ご意見は参考とさせ
	具体的な対策	から、地域との連携、解体費用の捻出	ていただきます。
	2 適正な管理の	などの検討が必要になる。	
	喚起)		
	その他	マイホーム借り上げ制度の進捗状況	埼玉県と一般社団法人にて、
		はどうなっているか。	マイホーム借り上げ制度が行
13			われています。
13			マイホーム借り上げ制度に
			ついても、情報提供を行ってま
			いります。
	P 1 6	高齢化を逆手に取り、高齢者の雇用	ご意見を今後の参考とさせ
	(第4章 空家の	先として空家を活用(維持管理・販売)	ていただきます。
14	具体的な対策	する。	
	3 利活用の推進)		
15	その他	農家などの不要重機等をリースし、	ご意見を今後の参考とさせ
		空家撤去に使用する。	ていただきます。